

12月市議会定例会報告

12月市議会定例会が、11月27日から12月17日まで、21日間の会期で開催されました。

この議会では、条例案14件、予算案6件、事件案4件の合わせて24件が審議され、いずれも原案どおり可決されました。

また、議員提案による意見書などについても審議されました。

主な内容をお知らせします。

条例

「中野市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する「条例」の制定

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、個人番号の利用および特定個人情報提供に関し、必要な事項を定めるため、本条例を制定しました。

「中野市特別会計条例」の一部改正

中野市が実施する下水道事業について地方公営企業法の財務規定等を適用し、同法第17条の規定による特別会計を設置するため、下水道事業および農業集落排水事業の特別会計を廃止するため、所要の改正を行いました。

「中野市市税条例」等の一部改正

市税のうち市民税、固定資産税、軽自動車税および特別土地保有税の減免の申請期限を納期限前7日までから納期

限までに延長するとともに、行政不服審査法の全部改正により行政不服審査制度における不服申立ての手続が審査請求に一元化されることに伴う用語の整理など、所要の改正を行いました。

「中野市介護予防拠点施設条例」の一部改正

介護予防拠点施設（中野市さんさん館）について、指定管理者制度を導入するとともに、施設の使用対象者を高齢者だけでなく障がい者にも拡大するため、所要の改正を行いました。

「中野市保育所条例」の一部改正

施設の老朽化に伴い改築するみなみ保育園の位置について、仮園舎として使用する旧みよし保育園の位置に変更するため、所要の改正を行いました。

「中野市商工業振興条例」の一部改正

中小企業信用保険法が改正され、中小規模の特定非営利活動法人（NPO法人）が信用保証制度および長野県中小企業融資制度資金の対象となったことから、本市の中小

企業融資制度においても対象とするとともに、小規模企業者について、融資のあっせんなどの助成の対象として明記するため、所要の改正を行いました。

補正予算

《一般会計（第3号）》

平成27年度の一般会計予算に1億4334万余円を追加し、補正後の予算総額を203億7067万余円としたほか、新庁舎建設整備に係る債務負担行為を追加しました。主な歳出の内容は次のとおりです。

〈総務費〉

● 防災施設維持整備事業費で、多目的防災広場整備工事実施設計業務委託料等を1060万円の増額

〈政策推進事業費〉

● ふるさと寄附金の大幅な増加に伴い、ふるさと振興基金積立金を1億5600万円の増額

● ふるさと寄附金をお寄せいただいた寄附者の皆様への謝礼等として、故郷のふるさと情報発信事業費を5487万円の増額

● 介護保険事業特別会計繰出（民生費）

● 金を1469万余円の減額

● 幼児教育振興事業費で、多子世帯保育料軽減事業補助金として86万余円の増額

〈衛生費〉

● 北信保健衛生施設組合負担金で、斎場事業分担金4461万余円の減額および、一般・じん芥・し尿事業分担金2133万余円の減額

〈農林水産業費〉

● 農業経営基盤強化促進事業費で、経営転換協力補助金および耕作者集積協力補助金として159万余円の増額

〈土木費〉

● 道路橋梁維持事業費で、道路等修繕工事費として470万円の増額

指定管理者の指定

中野市さんさん館・中野市民体育館ほか16施設・一本木公園ほか2施設の指定管理者の指定について、議会の議決を得ました。

基本構想の議決

第2次中野市総合計画基本構想について、議会の議決を得ました。

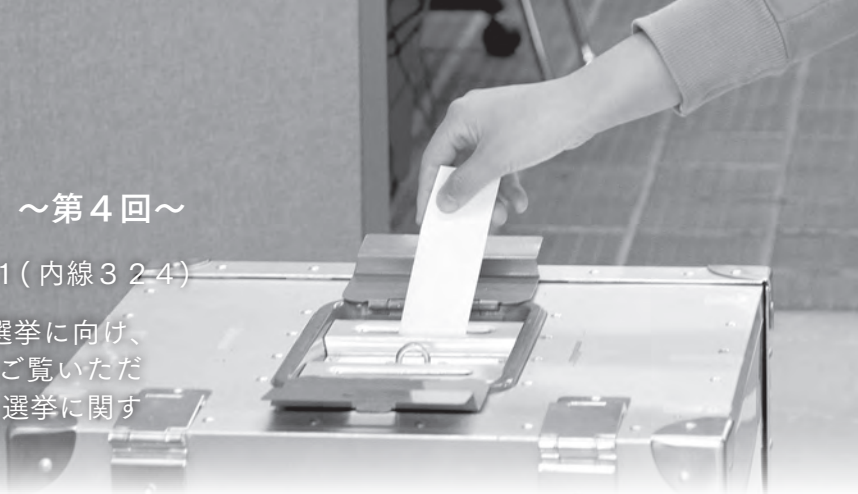


選挙を考える

～第4回～

問 選挙管理委員会事務局 ☎ (22) 2111 (内線324)

今年の夏に行われる予定の参議院議員通常選挙に向け、中野市の投票率の推移や選挙執行状況などをご覧いただき、選挙に対する関心を高めていただくため、選挙に関する情報を随時掲載していきます。



今回は、選挙に関する基礎知識について、Q & Aでご紹介します。

選挙に関する
質問 (Q & A)



Q なぜ選挙を行うの？

A 私たちの生活や社会をよくするために、私たちの意見を政治に反映させるべく、代表者が必要であり、その代表者を決めるのが「選挙」です。

したがって、その代表者が職務を行うに当たっては、一部の代表としてではなく、全ての国民や住民のために政治を行うこととなります。

Q なぜ多数決なの？

A 民主政治の大原則である多数決は、人々の意見を集約し、決定する際に用いる方法です。

より多くの支持を得た者を代表者とすることによって、政治の安定化を図ります。



Q 政治と選挙の関係は？

A 「選挙」とは、私たちの代表を選び私たちの意見を「政治」に反映させるためのもので、そのためにも、私たち一人ひとりが「政治」に関心を寄せることで、「選挙」はもつと身近なものになるといえます。

Q 市政の場合はどうなる？

A 今までお読みいただいた「政治」を「市政」に置き換えた内容になります。

Q 政治って身近なこと？

A 私たちの身の回り全てに、政治が関わっています。



例えば、税金、物価、交通、仕事、介護、まちづくりなど、私たちの生活全てが政治によって決められています。その政治を実行するには予算が必要です。その予算は皆さんの税金が使われています。

Q 選挙で意見を反映させるチャンスは何回あるの？

A 左表のとおり、皆さんが共通して意見を反映できる選挙は6つです。

選挙の種類	国政選挙	地方選挙
国の政治 (国政)	・衆議院議員選挙 ・参議院議員選挙	—
県の政治 (県政)	—	・県知事選挙 ・県議会議員選挙
市の政治 (市政)	—	・市長選挙 ・市議会議員選挙

※このほか、土地改良区総代総選挙がありますが、これは、一部の地区の方の選挙になります。

Q 国政選挙と地方選挙の違いは？

A 【国政選挙とは】

日本は「衆議院」と「参議院」の二院制で、一つの議院で議決した内容を、もう一つの議院で違う立場や角度からさらに検討して、慎重に審議します。皆さんは、衆議院と参議院の議員を選挙で選びます。

【地方選挙とは】

地方自治は、議決機関としての「議会」と、執行機関としての「首長」（知事や市町村長）から成り立っており、それぞれの代表者を選挙で選んでいます。また、両者は仕事を分けていて、互いにけん制する仕組みになっています。つまり、首長が提出する予算や条例などの提案を議会は調査をし、議決して初めて執行できます。

Q 選挙のことは分かっていたけど、誰を選べばいいの？

A 身の回りに関わっている政治に注目していると、新聞やテレビ、インターネット、街頭演説、講演会、選挙公報などで自然と情報が入ってきます。

選挙は、あなた自身、家族、地域の将来を決める大切なこと

自身の将来のため、地域の将来のために皆さんの声を投票という形で表現してください。

※次回は選挙に関するまめ知識を掲載予定です。

